ハラスメント・暴力行為等通報窓口における守秘義務に関する規程

第１条（目的）

本規程は、ハラスメント・暴力行為等通報窓口（以下「通報窓口」という）に通報を行った者（以下「通報者」という）を保護するため、通報窓口に関与する者その他の通報窓口の秘密情報に接する可能性のある者の守秘義務を定めるものである。

第２条（守秘義務の主体）

本規程に定める守秘義務を負う主体（以下「守秘義務者」という）は、以下の各号に定める者とする。

⑴　通報窓口の業務を担当する事務局職員

⑵　倫理委員会委員

⑶　その他秘密情報を入手した役職員及び専門委員会委員

第３条（秘密情報）

本規程において秘密情報とは、通報者の氏名その他の通報者を特定しうる事項及び相談の内容をいう。ただし、いずれの守秘義務者の責に帰すべき事由（第５条により守秘義務を負わせるべき者が守秘義務を負っている場合にその責に帰すべき事由に該当する事由を含む）にもよらずに公知の情報となっているものを除く。

２　前項に定める通報の内容とは、通報の内容となっている事実自体ではなく、当該事実を内容とする通報がなされた事実をいうものとする。

第４条（守秘義務）

守秘義務者は、通報窓口業務、通報を契機とする倫理委員会の登録会員に対する処分の審査に関する業務、登録会員の処分の公表及び加盟団体への通知、本連盟またはスポーツ庁その他の公的機関における倫理に関する諸施策の検討その他の本連盟の正当な業務遂行上必要な場合を除き、第２条第１号または第２号に掲げる者または本連盟の理事、監事若しくは評議員（通報の内容において加害行為者とされる者並びにその二親等内の親族及び同一の加入団体に属する指導者を除く）以外の者に秘密情報を開示してはならない。

第５条（業務を委託する場合）

本連盟において通報窓口業務または通報を契機とする倫理委員会の審査に関する業務の一部を本連盟外部の第三者に委託する場合、当該第三者にも守秘義務を負わせるものとする。

第６条（守秘義務の例外）

第４条の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、守秘義務者は、守秘義務を負わないものとする。

⑴　秘密情報の開示について通報者から同意を得た範囲で開示する場合

⑵　法令に基づいて開示義務を負う場合
⑶　弁護士その他の法令に基づいて守秘義務を負う第三者に開示する場合
⑷　スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会または公益財団法人日本オリンピック委員会に開示する場合

第７条（不利益取扱の禁止）

本連盟は、通報窓口に通報したことを理由に通報者に対して不利益な取り扱いをしないものとする。ただし、虚偽であることを認識し、または容易に認識しえたにもかかわらず、虚偽の内容の通報をした場合には、この限りでない。

第８条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

２０２５年１２月１７日施行
２０２６年7月２２日改正